

特定非営利活動法人 地域福祉を支える会 そよかぜ 定款

第一章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人 地域福祉を支える会 そよかぜ という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を福岡市に置く。

第二章 目的及び事業

第3条 この法人は助けたり、助けられたり、の互助精神に基づき、健康で安心して生活できる地域社会の実現と、愉しくて生きがいのある長寿社会構築のため、志を同じくする者が相集い、高齢者や障害者及び病気の人に対する家事援助、介護援助等の事業を通じ地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 高齢者や障害者及び病気の人に対する家事援助、介護援助事業
- (2) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業及び介護予防支援事業
- (3) 介護保険法に基づく訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業
- (4) 介護保険法に基づく通所介護事業及び介護予防通所介護事業
- (5) 介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業
- (6) 介護保険法に基づく認知症対応型通所介護事業及び介護予防認知症対応型通所介護事業
- (7) 介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護事業及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業
- (8) 若年者に対する産前・産後支援と育児支援事業
- (9) 高齢者の寝たきり予防のための、生きがい活動支援事業
- (10) 地域の福祉力を高めるための講演会及び各種講座の企画、運営
- (11) 行政、公益法人、民間企業、市民団体等の福祉事業との連携
- (12) バザー、フリーマーケットなどの開催
- (13) 会報の発行及び広報活動
- (14) 職業紹介及び労働者派遣事業
- (15) 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (16) 地域商店街を対象にした活性化事業
- (17) 介護保険法に基づく訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業
- (18) 介護保険法に基づく地域包括支援センター運営事業

第三章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）による社員とする。
- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び法人
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び法人
 - (3) 準会員 この法人が行う諸活動に参加するために入会した個人

(入会)

- 第7条 この法人の正会員は第3条の目的に賛同するとともに、第5条に掲げられた事業に参加する。
- 2 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むこととし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 第8条 賛助会員として入会を承諾する者は、賛助会員登録書を理事長に提出、所定の手続きを経て決定する。
- 第9条 賛助会員は理事会及び総会に出席して、意見を述べることができるが、議決権は無い。
- 第10条 準会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むこととし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

- 第11条 各会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 既に納められた入会金、会費及びその他の拠出金品は、理由の如何を問わず返還しない。

(会員資格の喪失)

- 第12条 正会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届を提出したとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 会費を3ヶ月以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じないとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退会)

- 第13条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第14条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会をあたえなければならない。
- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき。

- (3) 犯罪その他社会的信用を失う行為があったとき。

第4章 役員

(種別及び定数)

第15条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

理事長 1名

副理事長 1名

常務理事 1名

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

4 役員のうち、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が、役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外は法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 常務理事は理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。

5 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査する。

(2) この法人の財産の状況を監査する。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期)

第18条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第19条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第21条 役員のうち常勤又はそれに準ずる役員は、理事会の決議により有給とすることができる。

- 2 前項の有給役員の数、役員総数の3分の1以下でなければならない。
- 3 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 4 前3項に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は毎年1回開催する。その時期は毎年会計年度が終了した日から2ヶ月以内とする。

- 2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第17条6項4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は正会員総数の2分の1の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第17条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議事)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 3 理事会においては、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 4 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 止むを得ぬ理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを特定非営利活動に係わる事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第47条 予算作成後に止むを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の移転を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(定数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1条の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人の解散のときに有する残余財産は、次のものに帰属させるものとする。

名 称	社会福祉法人 そよかぜの会
主たる事務所	福岡市博多区三筑2丁目9番3号

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 事務局

(事務局の設置)

- 第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。職員は理事長が任免する。
 - 3 理事は事務局長もしくは職員と兼職することができる。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

- 第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、西日本新聞に掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

- 第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

理事	葛西 昇
理事	熊丸サカエ
理事	柴山光男
理事	末次康博
理事	田中英司
理事	玉里昭雄
理事	中村康三
監事	広瀬 林
監事	山田良己
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成12年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成12年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の事務所は福岡市博多区南本町1丁目3番5号に置く。
- 7 この法人の設立当初の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。

正会員	入会金	10,000円、	会費	500円(月額)
賛助会員	入会金(1口)	10,000円、	会費	1,000円(月額)

以上は特定非営利活動法人 地域福祉を支える会 そよかぜの定款正本に相違ないことを証します。

平成 年 月 日

定款変更履歴

1. 本定款は平成16年6月22日付けで第6条、第10条、第11条、第13条、第53条を変更しました。
2. 本定款は平成18年4月3日付けで第5条を変更しました。
3. 本定款は平成18年6月16日付けで第15条、第53条を変更しました。
4. 本定款は平成20年7月18日付けで第5条を変更しました。
5. 本定款は平成21年6月23日付けで第5条を変更しました。
6. 本定款は平成24年10月5日付けで第5条、第17条、第24条、第25条、第29条、第31条、第34条、第39条、第44条、第45条、第48条、第51条、第52条を変更しました。
7. 本定款は平成27年4月2日付で第5条を変更しました。